

## 泉佐野市における男女共同参画推進条例（仮称）制定について（案）

## 1. 泉佐野市 男女共同参画のあゆみ

1989（平成 元）年	市長公室企画課（現：政策推進課）に女性政策担当主幹を配置
	「泉佐野市女性政策推進会議」、「泉佐野市女性問題懇談会」の設置
1990（平成 2）年	「泉佐野市女性問題についての意識調査」の実施
1991（平成 3）年	人権啓発課（現：人権推進課）に女性政策係を設置
	女性政策行動計画「いずみさの女性プラン21」策定
1993（平成 5）年	「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす
	条例」施行
1994（平成 6）年	泉佐野市女性問題懇談会より「女性センター（仮称）建設についての基
	本的な考え方」提言
1997（平成 9）年	いずみさの女性センター開設
1998（平成 10）年	「改訂いずみさの女性プラン21」策定
2001（平成 13）年	「泉佐野市女性問題懇談会」を「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会
	男女共同参画推進計画策定部会」に移行
2002（平成 14）年	「泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会 男女共同参画推進計画策定部
	会」解散
	「女性政策推進会議」を「男女共同参画推進会議」に改称
	「泉佐野市男女共同参画すいしん計画 実施計画」策定
2003（平成 15）年	「女性政策係」を「男女共同参画係」に改称
2006（平成 18）年	「改訂泉佐野市男女共同参画すいしん計画（改訂人ひとプラン）」策定
2012（平成 24）年	「第2次いずみさの男女共同参画行動計画（第2次人ひとプラン）」策定

## 2. 社会的背景

少子高齢化や本格的な人口減少社会の到来、価値観の多様化など社会情勢はめまぐるしく変化しており、特に、女性をとりまく環境は、ストーカー事件やDV（ドメスティック・バイオレンス）、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどの事件が後を絶たず、依然として厳しい状況が続いています。

一方、政府は、我が国の経済成長の柱の一つとして「女性の社会活躍」を推し進めており、地方自治体は、すべての男女が、「仕事と家庭の調和（ワークライフバランス）」の理念に基づき、仕事、家庭や地域生活など人生の各段階において多様な生き方が選択、実現できる男女共同参画社会の実現に向け行政各機関を横断する総合的な連携体制が求められています。

### 3. 本市の状況

本市の現状も例外ではなく、男女共同参画を推進のため「いずみさの女性センター」を男女共同参画の拠点に男女共同参画に関する情報の収集・提供、啓発講座の実施、市民活動グループとの協働・人材育成等をはじめ相談事業や女性のための就労支援業務を行っておるところですが、平成22年度の「泉佐野市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果からは、依然としてあらゆる世代において男女ともに根強い固定的な性別役割分担意識が残っていることや男女共に「仕事」、「家庭や地域活動」、「個人の生活」をともに優先させたい希望が高いにも係らず「仕事」を優先せざるを得ない現実が読み取れています。

### 4. 条例制定の目的

条例は、市政の方向性を指し示し、それに基づき、あらゆる個別施策が実施されていくという点で、市民にとって大変重要な意味をもっています。条例の制定により、男女共同参画社会の実現に向けた泉佐野市の基本姿勢が表明されることとなります。また、条例に基づく施策の展開とともに、市民の参画を促す大きな意義があります。さらに、条例の制定過程を通じて、男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識を進めることができます。

私たちを取り巻く社会情勢の大きな変化に対応し、豊かで活力ある泉佐野市を築きあげていくためには、性別に係わりなく誰もがのびやかに自らのライフスタイルを選択し、多様な生き方を大切にできるまちづくりを進めなければなりません。いまだ根強い固定的な性別役割分担意識にみられるジェンダー意識を払拭し、女性への人権侵害の最たるものである暴力を根絶するためにも、女性・男性それぞれの人権を侵すものを払拭することが重要であり、泉佐野市として、改めて男女共同参画社会の実現を重要課題として位置付ける必要があります。国の「男女共同参画基本法」や「基本計画」の精神に則り、社会のあらゆる分野において、男女がいきいきと活動でき、個性と能力を発揮しつつ連携し、生きがいと誇りを持って暮らせる社会をめざして、市・市民・市内事業者の責務を明らかにし、互いに協力するとともに関係団体との連携を図っていく取組の方向性を指し示す条例の制定が必要となっています。

### 5. 平成27年度以降の実施予定

人権推進課では、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付ける基本理念及びその責務を明言化した「泉佐野市男女共同参画推進条例（仮称）」の制定を急務の課題として捉え、平成27年度、条例制定に向けた作業を開始します。